

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年10月10日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

公共事業総合支援システム管理用パソコン 2台

(2) 借入契約期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日(60ヶ月)

ただし、機器の納入期限は令和6年12月17日とし、納入日から令和6年12月31日までの間は試験利用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入場所

大分県土木建築部公共工事入札管理室が指定する場所(大分市内)に納入すること。

2 入札参加条件

次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(リース・賃貸借)を取得している者であること。

(3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年10月25日(金曜日)17時までに大分県土木建築部公共工事入札管理室公共工事システム班へ提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始または再生手続開始(以下、「手続開始」という。)の申立てを指定ない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りではない。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県土木建築部 公共工事入札管理室 公共工事システム班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館7階
電話 097-506-4534
FAX 097-506-1834

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページおよび大分県共同利用型入札情報サービスシステムに令和6年10月31日(木曜日)まで掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)の利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)で行い、紙による入札は原則認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか「大分県共同利用型電子入札システム運用基準(物品・役務)」による。

6 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)および契約の手続において使用する言語および通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 入札の方法

- (1) 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)による入札参加申請期限
令和6年10月18日(金曜日)午後5時00分まで
- (2) 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)による入札金額の入力期限
令和6年10月31日(木曜日)午後5時00分まで
- (3) 入札金額は、月額賃貸借料とする。見積りにあたっては60月の賃貸借料で計算し、月額賃貸借料を算定すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入力した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に小数第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりした金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)による開札時間

令和6年11月1日(金曜日)午前10時00分

9 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時および最低入札価格を別途通知するものとする。

10 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

公 告

12 入札の無効に関する事項

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札した者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字又は脱字等により、必要事項が確認できないとき
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）において、電子くじによる落札者決定を行う。

14 その他の事項

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 号の 3 に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を変更又は解除できるものとする。

以上